

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（障障発0423第1号）
新旧対照表

(赤字下線の部分は改正箇所)

改正後		現行	
別添1		別添1	
障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項について		障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項について	
障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知	障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム
別表第一	基本情報	別表第一	基本情報
一 事業所等を運営する法人等に関する事項 ～ 三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項 (略)	1. 事業所等を運営する法人等に関する事項 ～ 3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項 (略)	一 事業所等を運営する法人等に関する事項 ～ 三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項 (略)	1. 事業所等を運営する法人等に関する事項 ～ 3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項 (略)
四 サービスの内容に関する事項 イ 事業所等の運営に関する方針 ロ 当該報告に係るサービスの内容等	4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項 事業所等の運営に関する方針 サービスを提供している日時 ・事業所の営業時間 ・利用可能な時間帯 ・サービス提供所要時間 事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域 サービスの内容等 ・主たる対象とする障害の種類 ・利用者の送迎の実施 ・協力医療機関 ・利用定員 ・サービス等報酬の加算状況 ・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制 ・ 障害福祉サービス等の利用者への提供実績 サービスを提供する事業所、設備等の状況 ・建物の構造 ・送迎車両の有無 ・便所の設置数 ・浴室の設備の状況 ・消火設備等の状況 ・防犯システム、機器の状況 ・バリアフリーの対応状況 ・福祉用具の設置状況	四 サービスの内容に関する事項 イ 事業所等の運営に関する方針 ロ 当該報告に係るサービスの内容等	4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項 事業所等の運営に関する方針 サービスを提供している日時 ・事業所の営業時間 ・利用可能な時間帯 ・サービス提供所要時間 事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域 サービスの内容等 ・主たる対象とする障害の種類 ・利用者の送迎の実施 ・協力医療機関 ・利用定員 ・ 利用要人員 ・サービス等報酬の加算状況 ・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制 サービスを提供する事業所、設備等の状況 ・建物の構造 ・送迎車両の有無 ・便所の設置数 ・浴室の設備の状況 ・消火設備等の状況 ・防犯システム、機器の状況 ・バリアフリーの対応状況 ・福祉用具の設置状況

改正後

現行

ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績	障害福祉サービス等の利用者への提供実績 ・利用者的人数(区分別)
ニ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況	利用者等からの苦情に対する窓口等の状況 ・窓口の名称 ・電話番号 ・対応している時間 ・苦情処理結果の開示状況
ホ 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項	障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み ・損害賠償保険の加入状況
ヘ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等	障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等 ・その内容
ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等	利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等 ・利用者アンケート調査、意見箱等利用者等の意見を把握する取組の状況 ・第三者による評価の実施(受審)状況
チ その他サービスの種類に応じて必要な事項	サービス別の項目 (別紙参照)

ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績	障害福祉サービス等の利用者への提供実績 ・利用者的人数(区分別)
ニ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況	利用者等からの苦情に対する窓口等の状況 ・窓口の名称 ・電話番号 ・対応している時間 ・苦情処理結果の開示状況
ホ 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項	障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み ・損害賠償保険の加入状況
ヘ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等	障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等 ・その内容
ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等	利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等 ・利用者アンケート調査、意見箱等利用者等の意見を把握する取組の状況 ・第三者による評価の実施(受審)状況
チ その他サービスの種類に応じて必要な事項	サービス別の項目 (別紙参照)

五 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項、六 その他都道府県知事が必要と認める事項 (略)	5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項 (略)
---	---------------------------------------

五 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項、六 その他都道府県知事が必要と認める事項 (略)	5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項 (略)
---	---------------------------------------

別添2

別添2

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則 別表第二	障害福祉課長通知 運用情報
第一 サービスの内容に関する事項 ～ 第三 都道府県知事が必要と認めた事項 (略)	6. 事業所等運営の状況 (略)

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則 別表第二	障害福祉サービス等情報公表システム 運用情報
第一 サービスの内容に関する事項 ～ 第三 都道府県知事が必要と認めた事項 (略)	6. 事業所等運営の状況 (略)

別紙

別紙

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則 別表第一	障害福祉課長通知 基本情報
二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項 ～ 四 サービスの内容に関する事項 (略)	2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項 ～ 4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項 (略)

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則 別表第一	ホームページ 基本情報
二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項 ～ 四 サービスの内容に関する事項 (略)	2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項 ～ 4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項 (略)